

村民の皆様へ

R4.2.1

令和4年1月30日(日)～2月20日(日)

福島県まん延防止等重点措置 発出中

— 自分自身と大切な人の命を守るために —

基本的な感染対策を徹底しましょう！

外出・会話時はマスクを
正しく着用（不織布マスク推奨）



窓を開けるなど
こまめに換気



人との間隔は、できるだけ2m
(最低1m) 取りましょう

大人数・長時間の飲食
は、控えてください！



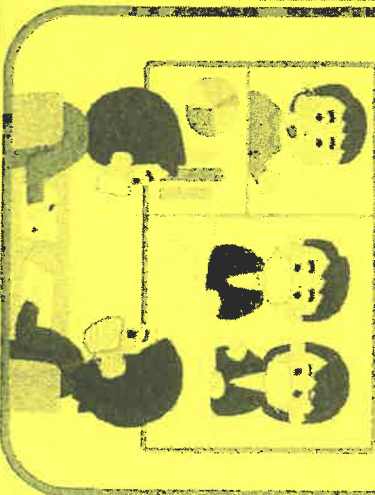
県をまたぐ不要不急
の移動は、極力控えて
ください！



発熱や喉の痛みなど
症状がある場合は、
外出を控えましょう！



テレワーク・Web
会議を活用してください！



医療機関に早めの相談・受診をお願いします！ まずは電話でご相談ください。かかりつけ医が
ない場合は

受診・相談センター(24時間対応) 0120-567-747

県民の皆様へのお願い

内 容

○営業時間短縮の要請時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

ふくしま感染防止対策認定店制度の

認定を受けている飲食店等への時短要請(①または②)

①5時～21時まで(酒類提供は20時まで) ②5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

認定を受けていない飲食店等への時短要請:5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

○感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

○感染リスクの高い行動は控えてください。(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・不要不急の都道府県間の移動は控えてください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は自粛してください。
- ・外出や移動の必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・飲食店等を利用する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を自粛してください。
(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・業種別ガイドラインを遵守している店舗を利用してください。

○基本的な感染防止対策を徹底してください。(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。